

# 令和元年度路面下空洞調査業務技術提案書作成要領

## 1. 業務名称

令和元年度路面下空洞調査業務

## 2. 業務概要

本業務は、緊急交通路を中心に空洞の状況を把握することにより、道路ネットワークを確保することや空洞に起因する突発的な事故を未然に防ぐために、破壊探査、解析及び空洞内部状況確認調査により、発見された空洞の平面的な位置・広がり・厚さを把握するとともに、空洞の発生要因等を分析し、路線ごとの特性を把握し、安全で円滑な交通を確保するための維持管理に資することを目的としている。

なお、本業務で調査する一次調査（非破壊探査）の調査路線及び調査延長（測線長）は、府道大阪臨海線、府道大阪高石線ほか12路線であり、調査延長（測線長）は、右左折レーン及び幅広路肩を含む66.8kmである。

また二次調査（空洞内部状況確認調査）を実施する箇所数は、15箇所を予定している。

## 3. 業務履行期間

契約締結日より令和2年3月31日まで

## 4. 契約担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館18階

堺市建設局 土木部 土木監理課 担当：北川

電話番号 072-228-7416

FAX 072-228-3964

E-mail dokan@city.sakai.lg.jp

## 5. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (2) 令和元年度路面下空洞調査業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合  
あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の  
決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (3) 令和元年度路面下空洞調査業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者  
にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合  
あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の  
決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者
- (7) 平成26年度以降に、国、地方公共団体またはそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る路面下空洞探査車を用いた調査結果の解析業務を元請として完了した業務実績を有しかつ当該実績を証明できるものであること。
- (8) 配置予定の管理技術者及び照査技術者は、技術士資格（総合技術監理部門：建設部門または応用理学部門、建設部門－土質及び基礎または道路、応用理学部門－地質）のいずれかを保有、またはRCCM（道路部門または地質部門または土質及び基礎部門）のいずれかの資格等を有する者であるとともに、平成26年度以降に国、地方公共団体またはそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）による発注業務のうち、路面下空洞探査車を用いた調査結果の解析業務を管理技術者または照査技術者として履行した実績を有するものであること。
- (9) 配置予定技術者（管理技術者、照査技術者及び担当技術者）は、本技術提案書の業務実施体制表（様式－7）に記載された人物と同一を配置できる者であること。
- (10) 仕様書第2章 第28条 路面下空洞調査(1)一次調査（非破壊探査）に規定する路面下空洞探査車により、調査を実施することができるもの。なお路面下空洞探査車は、自社保有でなくても可とする。

## 6. 日程

- |                            |                     |
|----------------------------|---------------------|
| (1) 公募開始日                  | 令和元年 8月14日 (水)      |
| (2) 参加資格確認申請書等提出締切日        | 令和元年 8月28日 (水)      |
| (3) プロポーザル参加資格確認結果通知日      | 令和元年 9月 2日 (月) [予定] |
| (4) 路面下空洞調査報告書（一次調査）の報告締切日 | 令和元年 9月25日 (水)      |
| (5) 質問締切日                  | 令和元年10月30日 (水)      |
| (6) 技術提案書等の提出締切日           | 令和元年11月 6日 (水)      |
| (7) 審査結果（採否）通知日            | 令和元年11月27日 (水) [予定] |

※1 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※2 質疑、参加資格確認申請書、技術提案書等は公募開始日から提出可能とする。

## 7. 応募書類の配付

次の(1)、(2)のいずれかの方法による。

- (1)令和元年8月14日(水)から令和元年8月28日(水)まで、堺市ホームページよりダウンロードすること。

堺市ホームページ：<http://www.city.sakai.lg.jp/boshu/index.html>

- (2)前記4の契約担当課で配付する。

配布期間：令和元年8月14日(水)から令和元年8月28日(水)  
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

## 8. 提出書類

- (1)プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

技術提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。なお文字サイズは、10.5ポイント以上とする。

### ①提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
(1)	プロポーザル参加資格確認申請書	・事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印（実印）を押印すること。 ・提出部数は1部とする	様式 - 1
(2)	同意書	・事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印（実印）を押印すること。 ・提出部数は1部とする	様式 - 2
(3)	国税の納税証明書	・法人はその3の3、個人はその3の2とし、令和元年8月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。） ・提出部数は1部とする	様式 - 3

(4)	業務履行実績表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書の提出者が平成26年度以降に受託した業務の実績のうち、評価対象となる実績について記入する。</li> <li>・提出部数は1部とする</li> </ul>	様式 - 4
(5)	配置予定技術者実績表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術者の保有資格、過去に従事した業務の実績等のうち、評価対象となる実績について記載する。</li> <li>・管理技術者及び照査技術者と担当技術者で、要件が異なるため、注意すること。</li> <li>・担当技術者は、3名以上の実績表を提出すること。</li> <li>・提出部数は1部とする。</li> </ul>	様式 - 5
(6)	路面下空洞探査車確認書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書第2章 第28条 路面下空洞調査(1)一次調査（非破壊探査）に規定する路面下空洞探査車について、以下の書類を提出すること。</li> <li>①車両を確認できる自動車車検査証の写し（自社保有でなくても良い）</li> <li>②点検整備記録簿（搭載するレーダー、撮影位置、位置情報記録装置等）の写し</li> <li>③調査性能を確認した性能確認書（仕様書第2章 第28条 路面下空洞調査(1)一次調査（非破壊探査）に規定する性能に相当する空洞検知能力を確認した点検記録）の写し</li> <li>・提出部数は1部とする</li> </ul>	様式 - 6
(7)	業務実施体制表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施に当たっての取組体制及び特徴を記入すること。</li> <li>・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内容で担う役割を記入すること。</li> <li>・業務実施組織図は技術提案書提出時の組織図を記入すること。また本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。</li> <li>・提出部数は1部とする。</li> </ul>	様式 - 7
(8)	誓約書	12. 失格事項（2）に示す堺市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」を提出すること。提出部数は1部とする。	-

※提出書類(2)(3)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

②提出期限

令和元年8月28日（水）午後5時まで

③提出先

前記4の契約担当課まで

④提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送（FAX 不可）のこと。

紙媒体及び電子データ（CD-R）を1部提出すること。

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4の契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

#### ⑤審査結果

前記5のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、令和元年9月2日（月）に通知する予定である。

### (2) 技術提案書等の提出

#### ①提出書類

##### (ア)技術提案書

- ・左綴じとする
- ・提出部数 紙媒体13部（正1部 副12部）及び電子データ（CD-R）1部
  - ・正1部は、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
  - ・副12部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。
- ・宛名は「堺市長」とすること。
- ・提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
- ・文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- ・本事業において技術提案をすることができるのは1案だけである。
- ・提出期限後の技術提案書の差替は認めない(本市が補正等を求める場合を除く。)

##### (イ)見積書

- ・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む10%とする）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。

なお、見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

- ・見積書については、人件費、諸経費等の積算根拠を明示した内訳明細を記載すること。見積書の様式は、任意とする。
- ・見積書の提案上限金額は1,799万円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ・提出部数は2部とする。（正1部、副1部）

・正1部は、表紙については、宛先は「堺市長」、業務名は「令和元年度路面下空洞調査業務」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

- ・副1部は、表紙については、宛先は「堺市長」、業務名は「令和元年度路面下空洞調査業務」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。
- }
- 見積書についても、提案書と同様に、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

②提出期限

令和元年11月6日（水）午後5時までとする。

ただし、路面下空洞調査報告書（一次調査）（様式－10～12）は、令和元年9月25日（水）午後5時までとする。

③提出先

前記4の契約担当課まで

④提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送（FAX 不可）のこと。

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4の契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※提出の際には、本市から交付した関係書類を全て返却すること。

9. 技術提案書の記載事項

本市より、技術提案の提出者として選出された者（以下、「参加者」という）は、次の項目についての技術提案書を作成すること。

No	提出書類	留意事項	様式
(1)	技術提案書表紙	・提案者の会社名、代表者名、所在地を記載し、押印すること	様式－8
(2)	業務実施方針	・業務実施方針、業務実施フロー、工程計画について、簡潔に記載する	様式 －9－ ①・②
(3)	特定テーマ1 及び2に対する 技術提案	・「13. 技術提案書等の審査(1)審査基準及び配点表」を参考に、項目ごとに整理して、提案内容をまとめること ・提案内容は、仕様書の内容を踏まえたものとする	
		・特定テーマ1は下記の項目とする 仕様書第28条 路面下空洞調査で記載する一次調査及び二次調査	様式 －10～ 15
		・特定テーマ2は「1次調査で得られた路面下の異常信号の中から「空洞の可能性有り」と判定した根拠」について記述すること	様式 －16

(1)特定テーマ1に関する技術提案

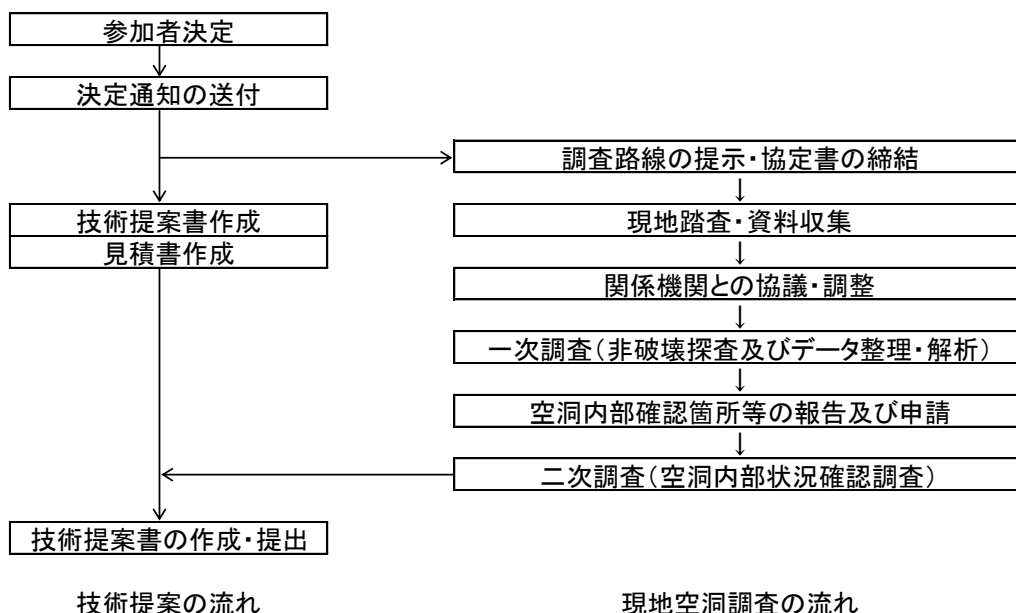
①参加者は、本市が指定する道路上での空洞調査を行った後に、技術提案書を作成の

うえ、提出すること。なお空洞調査は、別紙の「令和元年度路面下空洞調査業務仕様書」に基づいて実施すること。

- ②プロポーザル参加資格要件について「参加可」の通知を受けた参加者は、本市と技術提案書に関する協定書を締結し、空洞調査実施に必要な資料の収集・作成並びに関係機関との協議・調整を行うものとする。
- ③空洞調査対象路線は、本業務の調査路線の一部にあたる路線測線長（路線延長×車線数）8 km程度とし、参加者に8.（1）⑤審査結果と併せて令和元年9月2日（月）を目処に書面で通知する。
- ④技術提案書は令和元年11月6日（水）までに提出するものとする。ただし、路面下空洞調査報告書（一次調査）（様式-10～12）の報告は、令和元年9月25日（水）午後5時までとする。提出先及び提出方法は、8.（2）の通りとする。
- ⑤一次調査（路面下空洞調査）の結果、別添2の「要緊急対応」の範囲に該当すると判断した場合は、直ちに前記4の契約担当課担当者まで報告するものとし、交通に支障をきたすと認められる場合は、二次調査（空洞内部状況確認調査）を実施せず、本市の責において、緊急工事を実施する。この場合については、参加者に負担を求めない。なお当該箇所については、特定テーマ1としての採点に反映しないものとする。
- ⑥路面下空洞調査報告書（一次調査）（様式-10～12）の提出後に、二次調査（空洞内部状況確認調査）の実施箇所を追加することは認めない。参加者は、二次調査実施希望日を前記4の契約担当課に提出し、了承を受けたうえで、令和元年10月2日（水）以降に二次調査を実施するものとする。この場合は、前記4の契約担当課より連絡する。  
なお、参加者の実施希望日が重複する場合は、令和元年9月27日（金）までにくじ引き等により二次調査実施日を調整する。この場合は、前記4の契約担当課より連絡する。
- ⑦削孔箇所は、超速硬モルタルまたは、特殊常温アスファルト混合物等で復旧すること。また復旧作業は、雨水等の浸入や復旧材料の飛散が無いように行い、一般交通に支障の無い状態を確実に確保するものとする。なお、復旧後の状態は参加者の責に帰するものとする。
- ⑧空洞調査対象路線において、空洞が発見されない場合は、調査箇所を追加して実施するものとし、改めて調査区間及び前記6の日程等について各参加者に通知する。
- ⑨空洞調査に必要と認められる資料については、本市より貸与する。なお、資料の貸与・返却の際には、貸借証書を2部作成の上、本市担当者の確認を受け、本市と参加者で1部ずつ保有するものとする。
- ⑩空洞調査は、調査に先立つ本市並びに関係機関との協議・調整・許可に定められた条件を遵守し、一般通行車両並びに歩行者等へ危険が及ばないよう、安全管理上、

必要な対策について万全の体制で実施するものとする。

- ⑪参加者の空洞調査による埋設管等の損傷が疑われる場合は、本市が指示した期日までに、参加者が損傷の有無を調査・確認するものとする。また本市指定期日までに調査を行わず、本市調査により損傷が確認された場合は、参加者が調査費用と損傷等の修復に係る費用を負担しなければならない。
- ⑫空洞調査の実施において、第三者に損害を及ぼしたときは、参加者がその損害を賠償しなければならない。
- ⑬上記以外で、調査時に生じた疑義については、参加者は本市担当者と十分に打合せを行うものとする。
- ⑭空洞調査については、次の流れのとおり行うこととする。



## (2)特定テーマ2に関する技術提案

特定テーマ2は、「1次調査で得られた路面下の異常信号の中から「空洞の可能性有り」と判定した根拠」について、具体的に記載すること。

なお、記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

### 10. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記4の契約担当課担当者まで電話にて問い合わせるか、FAXもしくは電子メールにて問い合わせること。FAX又は電子メールの場合は、送付後速やかに前記4の契約担当課まで電話により、到達確認をすること。

なお、質問受付の締切は令和元年10月30日(水)午後5時までとし、それ以後は



一切受け付けない。

質問に対する回答は各参加者に FAX または電子メールで行う。

#### 1 1. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。また、その際には、本市から交付した関係書類はすべて返却すること。

技術提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、技術提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

##### (1) 辞退届提出期限

令和元年11月6日（水）午後5時まで

##### (2) 提出先

前記4の契約担当課まで

##### (3) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送（FAX 不可）のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4の契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

#### 1 2. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が500万円未満の場合は除く）

(3) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合

(4) 提出期限までに書類が提出されない場合

(5) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

(6) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(7) 一団体に複数の提案をした場合

(8) 契約を履行することが困難と認められる場合

- (9)技術提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (10)本事業について2案以上の技術提案をした場合
- (11)審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (12)前各号に定めるものの他、技術提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認める場合

### 1 3. 技術提案書等の審査

#### (1)審査基準及び配点表

別添1（技術提案書評価基準及び配点表）及び別添2（陥没危険度の評価基準）の通りとする。

#### (2)審査方法

- ・提出書類は外部有識者及び堺市庁内関係者で構成する選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
- ・提出書類の内容について、プレゼンテーションを実施する場合がある。プレゼンテーションの有無は、令和元年9月2日（月）に通知する。なお、プレゼンテーションを実施する場合は、令和元年11月20日（水）（予定）に行う。
- ・プレゼンテーションは、技術提案書の内容について説明する。
  - ①プレゼンテーションに係るプロジェクター、スクリーン及びパソコン（パワーポイント等）その他の視聴覚機器等を使用する場合に必要な機器は、すべて提案者で用意するものとし、提案書と同一の資料を以て説明することとする。
  - ②プレゼンテーションは20分程度、質疑応答は10分程度とする。
  - ③プレゼンテーションは、本業務に携わる担当者（管理技術者）が行うものとし、出席者は担当者を含めて3名以内とする。
- ・本募集要項で規定する提案書類に対して、不足、不備等が判明した場合でも、本市が補足、補修等の必要性を連絡することは無い。なお、提案書類の内容について、本市から質問する場合がある。その場合は、速やかに書面で回答すること。
- ・審査内容、結果についての異議は認めない。

#### (3)審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和元年11月27日（水）（予定）に通知する。

#### (4)優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、最も適したものを契約の相手方として優先交渉権者として決定する。審査結果については、ホームページ等により公表する。

### 1 4. 契約の締結

#### (1)契約者の決定

- ①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、

令和元年12月6日（金）までに契約締結をできるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

- ②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- ③当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

#### (2)契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

#### (3)契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする（ただし、利子は付さない）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- イ 過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。
- ウ 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。

#### (4)誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。

### 15. その他

#### (1)提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。

ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。

#### (2)提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

#### (3)技術提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被

- る損害について、本市は一切賠償しない。
- (4)技術提案書の作成及び提出に要する費用、空洞調査に要する費用等、プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
  - (5)参加者が1社の場合でも技術提案を行うが、提出された技術提案書について、調査技術が低く、当該業務の内容に適合した履行がなられないおそれがあると本市が判断した場合は、優先交渉権者として選定しない。
  - (6)契約者の決定までに、プロポーザル参加資格確認申請書を提出した参加者名・参加者数等についての質問は、一切受け付けない。
  - (7)配置予定技術者（管理技術者、照査技術者及び担当技術者）について、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることの詳細を得なければならない。
  - (8)プロポーザル参加資格要件について「参加可」の通知を受けた参加者は、令和元年11月6日（水）17時まで、仕様書第12条 資料貸与に示す資料の閲覧を行うことができる。資料の閲覧を希望する場合は、前記4の契約担当課まで電話にて申し出ること。なお閲覧時間は1時間以内とし、写真の撮影は可とするが、複写は不可とする。

以 上